

# 特定非営利活動法人 自立支援ホーム とことこの家 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人自立支援ホームとことこの家という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県所沢市泉町9 1 1番地3に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害をもつ人や誰もが、地域で共に暮らし、日常生活を当たり前を送ることができるように支援し、豊かな地域社会づくりに参画することを以って、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、次の種類の特定非営利活動を行う。

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 5 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動にかかわる事業

- 1 地域生活サポート事業
- 2 障害福祉サービス事業
- 3 地域生活支援事業
- 4 地域での生活、自立生活の推進及び地域への啓発事業
- 5 レクリエーション等の企画・実施
- 6 物づくりと地域交流
- 7 医療、生活、福祉、教育、心理相談
- 8 機関誌の発行

## 第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員を以って特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 この法人は、入会に際しての条件は特に定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとし、代表理事は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面を以って、本人にその旨通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申し出があったとき
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 正会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

- 2 賛助会員は、退会しようとするときは、その旨を口頭で代表理事に伝えて、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、設立の趣旨に反し、または秩序を乱す行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上10人以内
- (2) 監事 1人又は2人

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。
- 2 理事のうち1人を代表理事、1人又は2人を副代表理事とする。
  - 3 代表理事及び副代表理事は理事の互選とする。
  - 4 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者、及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることがあってはならない。
  - 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員職務)

- 第15条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。
- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
  - 3 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を遂行する。
  - 4 監事は、次の職務を行う。
    - (1) 理事の業務遂行の状況を監査すること
    - (2) この法人の財産の状況を監査すること
    - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること
    - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
    - (5) 理事の業務遂行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期等)

- 第16条 役員任期は2年とする。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
  - 3 役員は、任期が満了した場合又は辞任した場合も、後任者が就任するまではその事務管理を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員に、役員として相応しくない行為があったとき、又は健康上の都合のため職務の遂行に耐えないと認められるときは、総会において正会員総数の3分の2以上の同意を得てその役員を解任することができる。この場合は、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受けるものの数が役員総数の3分の1以下でなければならない。
- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人の事務処理のため職員を置くことができる。

2 職員は、代表理事が任免する。

## 第5章 総会

### (会議の種類)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

### (構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

### (権能)

第23条 総会は、この定款に定める以下の事項のほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費
- (8) 会員の除名
- (9) 解散した場合の残余財産の処分
- (10) その他

### (開催)

第24条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員総数の3分の1以上の者から、会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第4号に基づき、監事が招集するとき

### (招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第2号の場合には請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面又は電子メールにより、会議の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した個人正会員のうちから選任する。

### (定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会の議決は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(書面表決)

第29条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又はほかの正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した個人正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上の者から会議の目的を示して開催の請求があつたとき

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の場合には、請求があつた日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集する場合には、理事会の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面又は電子メールにより、理事会の日の5日前までに理事に通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会の議事は、出席した理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(書面表決)

第38条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に定めるところに従って、行うものとする。

(会計の種類)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業の会計のみとする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむをえない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予備費の設立及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出にあてるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予備費の追加及び更正)

第48条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に定める軽微な事項にかかわる定款の変更の場合を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動にかかわる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡

- (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 総会の議決により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
  - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
  - 4 解散の時に存する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人か、社会福祉法人又は公益法人に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 雑則

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示板又はホームページに掲示するとともに、官報に掲載して行う。  
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(施行細則)

第54条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれ定める。

## 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次の通りとする。

代 表 理 事	後藤 美智子								
副代表 理 事	一木 昭憲								
理 事	手塚 顯	黒川 貞亮	小野 達雄	長瀬 泰子					
	平塚 正樹	沼尾 孝平	石谷 純一	瀬井 貴生					
監 事	杉澤 宏	山田 幸代							
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年 5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年 3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

1 入会金

正会員 1000円

2 年会費

正会員 3000円

賛助会員 3000円

利用会員 15000円

ただし、正会員と利用会員の両方を兼ねる場合は、年会費3000円を減免する。